## ・郵便等による不在者投票

身体に障がいがある方で、一定の要件に該当する方は、自宅等で郵便などによる不在者投票 をすることができます。

- 1. 郵便等投票証明書の申請手続き (選挙に先立って交付を申請することができます)
  - (1) 「郵便等投票証明書」の交付を、常陸大宮市選挙管理委員会に申請します。 【必要な書類】①申請者本人が署名した申請書
    - ②身体障害者手帳、戦傷病者手帳、または介護保険の被保険者証
  - (2) 常陸大宮市選挙管理委員会で申請書等を確認し、郵便等投票証明書を郵送します。

## 2. 投票用紙等の請求手続き

投票用紙等は、12月10日(水)までに本人から常陸大宮市選挙管理委員会に請求してください。

- (1) 常陸大宮市選挙管理委員会に投票用紙・投票用封筒の請求を行います。 【必要な書類】①請求者本人が署名した請求書
  - ②郵便等投票証明書
- (2) 請求書を確認後、常陸大宮市選挙管理委員会から投票用紙、投票用封筒を郵送します。
- (3) 投票用紙等を受け取り、候補者氏名を記載し、常陸大宮市選挙管理委員会に郵送してください。

## ※郵便等による不在者投票ができる方の区分表

手帳等の種類	障がい等の種別	障がい等の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級、2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級、3級
	免疫、肝臓の障がい	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	特別項症から第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症から第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

## ・郵便等による不在者投票における代理記載制度

郵便等による不在者投票の該当者で、かつ、一定の要件に該当する方は、あらかじめ常陸大宮市選挙管理委員会委員長に届け出た代理記載人(選挙権を有する者に限る)に投票に関する記載をさせることができます。

詳しくは常陸大宮市選挙管理委員会へお問い合わせください。

